

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年9月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第26号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（平成24年墨田区条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第8号エ中「温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項の温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）」を「貯湯槽」に改め、同号エ(ア)中「行う」を「行い、ぬめり等の汚れを除去する」に改め、同号オ(エ)ただし書中「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し」を「規則で定めるところにより消毒を行い」に改め、同条第11号中「手拭い」を「タオル」に改める。

第10条第6号エに次のように加える。

(キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

付 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第7条第11号の改正規定、第10条第6号エに次のように加える改正規定及び次項の規定は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第10条第6号エ(キ)の規定は適用しない。ただし、前項ただし書に規定する日以後に、営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。